問い合わせ先

危機管理室災害予防課

5 0 4 - 2 6 6 4

罹災(火災以外)証明の申請について

1 罹災(火災以外)証明について

「罹災 (火災以外) 証明書」は、建物 (住家及び非住家) 罹災の事実が確認できる場合に交付します。

2 「罹災(火災以外)証明書」の内容

建物(住家、非住家)が被害を受けたこと。

- ※ 自動車、カーポート、門扉や塀、テレビなどは対象になりません。
- 3 受付窓口

罹災した建物の所在する区を管轄する区役所の地域起こし推進課へ、申請者が「罹災証明書交付願」を提出し証明書の交付を受けます。

- 4 申請者
 - (1) り災した建物に居住する世帯の世帯主
 - (2) り災した建物の所有者、借家人等
- 5 受付(交付)時間 8時30分から17時15分まで
- 6 交付手数料

佐伯区

今回の豪雨災害に係る罹災証明書の交付手数料は免除されます。 (平成30年7月9日(月)交付分から、期間を限定していません。)

7 「罹災 (火災以外) 証明書」の交付窓口

罹災(火災以外)場所を管轄する区役所地域起こし推進課

中区	73	5 0 4 - 2 8 2 0
東区	7 3	568-7705
南区	7 3	250 - 8935
西区	7 3	5 3 2 - 1 0 2 3
安佐南区	7 3	8 3 1 - 4 9 2 6
安佐北区	7 3	8 1 9 - 3 9 0 5
安芸区	7	8 2 1 - 4 9 0 5

5 9 4 3 - 9 7 0 4